

# 石川県公報

令和2年9月30日(水曜日)

号 外

(第70号)

## 目 次

規 則	
○職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (労働企画課) 1	○石川県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則 (畜産振興・防疫対策課) 1

## 規 則

職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十九号

職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則(平成二十五年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表普通課程の部訓練の実施方法の項中「添削指導及び面接指導」を「必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改め、同表短期課程の部訓練の実施方法の項中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第四十号

石川県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則

石川県種畜検査条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第三十二条の二第二項」を「第三十二条の九第一項」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

